

# 福祉・介護分野における多様な人材参入 ～中高年齢層および外国人材に向けた取り組み～

今後、人口の高齢化はさらに進展し、労働人口が減少する中、誰もが可能な限り住み慣れた地域で、必要なサービスが安心して受けられるように、福祉・介護サービスを提供する人材の確保・育成は喫緊の課題となっています。そこで福祉・介護人材を確保するために、介護福祉士を目指す学生を増やす取り組み、多様な人材の参入促進や働きやすい環境の整備、人材育成の支援などを総合的に取り組むことが求められています。ここでは、「多様な人材の参入」の中で、中高年齢層や外国人材の参入支援について、かながわ福祉人材センターの取り組みを中心にお伝えします。

総務省の労働力調査では25歳から34歳までの就業者数は10年間連続で前年度を下回り、65歳以上は10年連続で前年度を上回っています(平成31年2月)。このように若年層を中心とした労働力確保が困難な状況の中、介護人材確保の目指す姿について、国では「福祉人材確保専門委員会報告書(平成27年2月)」において介護人材の構造転換(「まんじゅう型」から「富士山型」へ)を示し、介護分野における担い手不足に対応する今後の施策の考え方として「人材のすそ野の拡大を進め、多様な人材の参入促進を図る」ことを掲げました。

ここでいう「すそ野」とは、潜在有資格者の掘り起こしや生徒・児童などへの仕事理解促進を含め、中高年齢層や未就業の女性、障害のある方などの雇用を進めることです。

## 中高年齢層の関心は 介護に向いているか

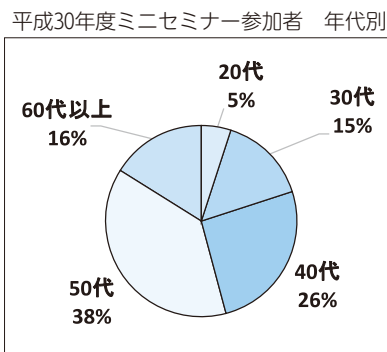
かながわ福祉人材センター(以下、センター)でも、今まで福祉の仕事をしたことがない中高年齢層を対象としたセミナーを開催するなどの「掘り起こし」に取り組んでいます。定年退職後や定年退職を控えた年齢の方が福祉業界への転職を検討する姿が多くみられるようになってきました。センターでは、特定の年代層を対象としたセミナーのほか、福祉の

仕事のことを知ってもらい、具体的な就職活動支援につなげることを目的に「福祉の仕事ミニセミナー」(原則毎月2回)を実施しています。昨年度の参加状況を見ると、年代別では、約40%が50代で、次いで40代、3番目に60代以上と、中高年齢層が全体の80%を占めています。

この傾向は福祉・介護分野への新規参入促進事業の一つとして、昨年度から本会かながわ福祉人材研修センターで取り組んでいる「介護に関する入門的研修(以下、入門的研修)」(県委託事業)にも表れています。

「入門的研修」は、介護に関して無資格、未経験である方を対象に介護の基礎を学び、介護の現場への従事を目的とした新たな介護人材養成のプログラム(23時間)です。

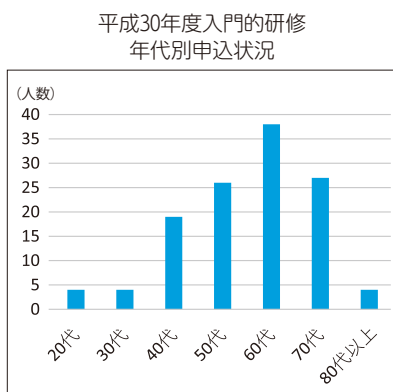
昨年度は、県内5カ所で、当該地域の市町社協と連携し実施しました。そこではより生活に身近なところで介護業務に従事することにつな



げるほか、地域における生活支援活動や家庭における介護のための学びなど、受講者の状況に応じてさまざまな受講目的がみられました。

国等では「入門的研修」を定年後の再就職支援の一環として積極的な制度運用を打ち出しています。本県では、地域ごとに住民全体を対象として研修実施の周知を行った結果、参加申込者は60代が最も多く、70代で研修終了後、求職登録し就職活動を行っている人もいます。

セカンドキャリアの一つとして福祉・介護の仕事に関心を持っている人も少なくないとみられます。



## 戦略的採用から定着へ

実際に「すそ野」の雇用も進んでいます。「平成30年度社会福祉施設等の人材確保に関する需要調査」では正規職員の採用時年齢が50歳以上である割合は14.8%でした。また、非正規職員の採用時年齢をみると、

高齢分野、障害分野、児童分野（保育所を除く）いずれも40%を超えており、多くの福祉現場は中高年齢層に支えられているといえます。

中高年齢層の採用については福祉分野のみならず、全産業の課題となっており、多くの一般企業も中高年齢者の採用を検討しているようです。

キャリア経験の豊かさをケアや支援に反映することが期待される中高年齢層。全国老人福祉施設協議会は平成16年度に「老人福祉・介護事業における中高年齢者活用の方」を提言、中高年齢者雇用にあたって①採用方法の工夫、②勤務日数、就業時間の工夫、③担当職務の工夫、④処遇面の工夫、⑤働きやすい職場環境の工夫をあげています。提言から10年以上経た今、他の産業も注目している中高年齢層の採用・定着について、法人・事業所での戦略・定着支援がより重視されてきています。

### 新たな外国人材の県内での状況

中高年齢層と同じく注目されているのが外国人の存在です。経済連携協定（EPA、インドネシア・フィリピン・ベトナムの3国）による介護福祉士候補者の本県における受け入れ状況は、制度が始まった平成20年度からの累計で572名、延べ230施設となっています。

受け入れ施設の一つ、(福)愛成会

では、平成28年に2名を受け入れて以降、継続して毎年2名を受け入れていています。現在、6名が特別養護老人ホーム愛成苑のユニットにそれぞれ配属され、日々の介護業務やリハビリなどの体操の補助などを担っています。今年度も2名の受け入れを予定しており、EPAによる介護職員は総勢8名となります。それ以外にも永住権をもつ職員もおり、多くの外国人材が活躍しています。

介護の仕事に真摯に取り組む姿は、他のスタッフにも良い影響をもたらすし、お互いに支え合いながら、チームとして仕事に取り組んでいます。介護職員として働く外国人スタッフが口々に言うのは施設のサポートの温かさです。海外から神奈川県に縁あつて来た人たちが直面する課題は、利用者との会話やコミュニケーションの難しさだけではありません。

住居探しや生活用品の調達、通勤のバイクの免許取得支援など、さまざまな課題があり、これに関する施設のサポート内容は多岐にわたります。愛成苑では業務中の支援はもとより、一人の生活者として、海外から来たその一人ひとりの背景や文化を尊重しながら寄り添っています。

外国人スタッフの皆さんに話を伺うと、今後の目標は、国家資格である介護福祉士国家試験に合格し、引き続き施設で働くこと。ベトナムか

ら来日したときの夢であり、この夢が叶えば受け入れられている施設にとって心強い人材の確保につながります。



EPA介護福祉士候補者の皆さん  
(特別養護老人ホーム愛成苑)

SNSなどのコミュニケーションツールが発展した現在では、日本で活動する彼女たちが発信する情報は現地ベトナムでも見ることが出来ます。現に、2年目に受け入れた2名は最初に受け入れた先輩の活躍する様子を見て、今の施設に決めました。来日した今もSNSはその力を発揮し、休みの日には同じ母国の人たちと出かけたりにしています。そういった情報環境を整えていくことも受け入れの際の一つの方策であり、また、情報提供の視点も重要となります。

### 留学生の支援と

#### 介護福祉士修学資金

本会では、介護福祉士の養成施設に在学する方に、学業に専念しやすい環境を整え、国家資格を取得、登録後、県内で専門職として従事する

ことを目的として修学資金貸付事業を実施しています。近年、この事業においても外国人留学生等の申請が増加してきています(表1参照)。

申請には養成施設の推薦を必要とし、また、貸付制度であるので連帯保証人を立てる必要があります。留学生として単身で日本に来る人たちにとって、この連帯保証人を見つけることが困難なこともありました。そのような背景を受け、今年度より連帯保証人要件を見直し、法人による保証を追加しました。今年度は5件の法人保証を既に決定しています。

【表1】外国人材への申請状況  
外国人材への申請状況  
外国人材への申請状況

年度	貸付決定	出身国内訳
29年度	2件	ベトナム2
30年度	6件	フィリピン3
		ベトナム 中国 ブラジル
元年度	12件	ベトナム4 中国3 フィリピン3 韓国 インドネシア

本貸付制度を利用する外国人留学生のほとんどが養成施設に通いながら、「資格外活動許可」を受けて週28時間のアルバイトを行っています。介護の専門的な勉強に加え、日本語の勉強、そして、アルバイト就労と、多くの留学生が限られた時間の中でかなりスケジュールを詰め込んだ日常を過ごしている現状があります。受け入れる側は、施設内で出来ること、施設外の社会資源を見つけ留学生等をつないでいく支援など、側面

的にサポートする姿勢が望まれます。

また、一人ひとりの生活状況や目標にも変化が生まれることもありま  
す。その対応は、施設にとつて初め  
てということも少なくありません。  
いかに施設全体で知恵を出し対応し  
ていくか総合力が求められ、資格取  
得後の職業選択の自由など労働法規  
の遵守等も必要な視点となります。

### 外国人材をめぐる動き

本年4月より、EPA、在留資格  
「介護」、外国人技能実習制度に加え  
て、第4の仕組みといえる「特定技  
能1号」制度が創設されました。こ  
れは、介護分野に留まらず、人手不  
足と認められた14分野で一定の専門  
性・技能を有する外国人の受け入れ  
を認める仕組みです。介護分野は6  
万人の受け入れ計画を策定し、既に  
フィリピン現地で日本語能力等の試  
験も行っています。

この動きの中で、国は「外国人材  
の受け入れ・共生のための総合的対応  
策」を打ち出しています。この対応  
策では外国人材を単に労働力として  
見るのではなく、ひとりの生活者とし  
て支援を行うことを掲げていま  
す。具体的には、暮らしやすい地域  
づくりの一つとして行政・生活情報  
の多言語化、相談体制の整備などの  
他、外国人の支援に携わる人材・団  
体の育成とネットワークの構築の必

要もあげています。

同じ地域で生活する住民として、  
また地域の福祉・介護サービスを提  
供する従事者の育成という視点から  
も、社協としても取り組む必要があ  
ります。

本会では今年度より「外国人留学  
生奨学金等支給支援事業」を県から  
受託し窓口となっています。この事業  
では補助申請等の事務手続きの他に、  
外国人留学生や介護施設等からの関  
連事項の質問も受け付けます。それ  
らに対応していくためには、広く外  
国人材に関連する社会資源の情報  
が必要となり、また、関係機関・団体  
とのネットワークが不可欠です。(公  
社)横浜市福祉事業経営者会や神奈  
川県介護福祉士養成校連絡協議会、  
多言語支援センターかながわ等と情  
報交換を行い、留学生の支援におい  
て必要な情報や、その情報の多言語  
化、やさしい語彙による情報提供な  
ど今後のあり方を検討しています。

### ◆ ◆ ◆

今後、福祉・介護の分野で働く人々  
は、その分野にたどり着くまでのルー  
トも含め多様化していくこととなり  
ます。そのような中で、県域の組織  
として県社協・かながわ福祉人材セ  
ンターが果たしていくべき役割を整  
理しながら、人材の確保・定着・育  
成への方策を前に進めていきます。

(福祉人材センター)

日本国内でのボランティア活動中のケガや賠償責任を補償!!

平成31年度

# ボランティア活動保険

全国200万人  
加入!!

## 保険金額

保険金の種類		プラン	Aプラン	Bプラン	
ケガの補償	死亡保険金		1,040万円	1,400万円	
	後遺障害保険金		1,040万円 (限度額)	1,400万円 (限度額)	
	入院保険金日額		6,500円	10,000円	
	手術 保険金	入院中の手術		65,000円	100,000円
		外来の手術		32,500円	50,000円
	通院保険金日額		4,000円	6,000円	
	特定感染症の補償	上記後遺障害、入院、通院の 各補償金額(保険金額)に同じ			
賠償責任の補償	葬祭費用保険金 (特定感染症)		300万円(限度額)		
	賠償責任保険金 (対人・対物共通)		5億円(限度額)		

## 年間保険料(1名あたり)

タイプ	プラン	Aプラン	Bプラン
基本タイプ		350円	510円
天災タイプ(※) (基本タイプ+地震・噴火・津波)		500円	710円

団体割引20%適用済/過去の損害率による割増引適用

<http://www.fukushihoken.co.jp>

ふくしの保険

検索

(※)天災タイプでは、天災(地震、噴火または津波)に起因する被保険者自身のケガを補償しますが(天災危険担保特約条項)、賠償責任の補償については、天災に起因する場合は対象になりません。

## 保険金をお支払いする主な例



## ボランティア行事用保険

(傷害保険、国内旅行傷害保険特約付傷害保険、賠償責任保険)

## 送迎サービス補償

(傷害保険)

## 福祉サービス総合補償

(傷害保険、賠償責任保険、約定履行費用保険(オプション))

● このご案内は概要を説明したものです。お申込み、詳しい内容のお問い合わせは、あなたの地域の社会福祉協議会へ ●

### 団体契約者 社会福祉法人 全国社会福祉協議会

〈引受幹事  
保険会社〉 損害保険ジャパン日本興亜株式会社 医療・福祉開発部 第二課  
TEL: 03(3349)5137  
受付時間: 平日の9:00~17:00(土日・祝日、12/31~1/3を除きます。)

### 取扱代理店 株式会社 福祉保険サービス

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F  
TEL: 03(3581)4667 FAX: 03(3581)4763  
営業時間: 平日の9:30~17:30(12/29~1/3を除きます。)

この保険は、全国社会福祉協議会が損害保険会社と一括して締結する団体契約です。

(SJK18-13568 2019.1.16作成)